見守り登校の規模縮小について

　新型コロナウィルスの感染拡大防止強化のため、見守り登校につきましては、原則休室となる学童保育と同様に、対象となるご家庭を限定し、規模を縮小することといたします。期間や対象となるご家庭等は下記のとおりとなります。ご不便をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いします。

記

１　期間

　　令和２年４月２１日（火）～５月１日（金）

　　　※緊急事態宣言の発出状況により、期間を変更する場合があります。

２　対象となる家庭

　（１）医療に従事されている家庭

　（２）警察・消防、介護保育等社会の機能を維持するために就業の継続が必要な家庭。

　（３）ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由によ

り家庭での保育が困難な家庭。

　　　※期間中に見守り登校を利用する場合は、「見守り登校利用申請書」の提出が必要になります。

※申請書は学校で用意しておりますが、茨木市ホームページの学校教育推進課のページからもダウンロードできます。

３　その他

　（１）実施時間については８時３０分から１５時００分までで変更ありません。

　（２）利用にあたっては毎朝家庭で検温し、連絡帳等に体温を記入し、マスク着

用の上登校してください。